資料３－３

第８期計画策定に向けた
国の基本指針について

第７期介護保険事業計画作成上のガイドラインである国の基本指針については、下記のとおり示されていました。

第7期　介護保険事業（支援）計画　基本指針の構成

前文

第一　サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一　地域包括ケアシステムの基本的理念

1　自立支援、介護予防・重度化防止の推進　　2　介護給付等対象サービスの充実・強化　　3　在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
4　日常生活を支援する体制の整備　　5　高齢者の住まいの安定的な確保

二　二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標　　三　医療計画との整合性の確保
四　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進　　五　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上
六　介護に取り組む家族等への支援の充実　　七　認知症施策の推進　　八　高齢者虐待の防止等　　九　介護サービス情報の公表　　十　効果的・効率的な介護給付の推進
十一　都道府県による市町村支援等　　十二　市町村相互間の連携　　十三　介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

第二　市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一　市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
2　要介護者地域の実態の把握　　3　市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
4　二千二十五年度の推計及び第七期の目標
5　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
6　日常生活圏域の設定　　7　他の計画との関係　　8　その他

二　市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

1　日常生活圏域
2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
3　各年度における地域支援事業の量の見込み
4　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

三　市町村介護保険事業計画の任意記載事項

1　地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
（一）在宅医療・介護連携の推進　　（二）認知症施策の推進
（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進　　（四）地域ケア会議の推進
（五）高齢者の居住安定に係る施策との連携
2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
3　各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
4　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
5　地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
6　市町村独自事業に関する事項　　7　療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第三　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
2　要介護者等の実態の把握　　3　都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
4　市町村への支援　　5　二千二十五年度の推計及び第七期の目標
6　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
7　老人福祉圏域の設定　　8　他の計画との関係　　9　その他

二　都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

1　老人福祉圏域　　2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
3　市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定　　4　老人福祉圏域を単位とする広域的調整
5　市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三　都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

1　地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
（一）在宅医療・介護連携の推進　　（二）認知症施策の推進
（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進　　（四）地域ケア会議の推進
（五）介護予防の推進　　（六）高齢者の居住安定に係る施策との連携
2　介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
3　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項
4　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
5　介護サービス情報の公表に関する事項
6　療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第四　指針の見直し

別表

社会保障審議会介護保険部会(第81回)参考資料から抜粋

◆第８期計画において記載を充実する事項（案）

第８期介護保険事業計画作成上のガイドラインとなる国の基本指針については、今後、社会保障審議会介護保険部会において議論される予定でありますが、現在、「第８期計画において記載を充実する事項（案）」として下記のとおり示されています。

① 2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

② 地域共生社会の実現

③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る
都道府県・市町村間の情報連携の強化

⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

1.　2025年・2040年を見据えたサービス基盤の整備について

・2025年・2040年のサービス需要の見込を踏まえた施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランス良く組み合わせた整備が必要

・介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備

・地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備および介護人材の確保

〈施設分〉
　介護離職ゼロのための量的拡充・介護サービスの質の向上

〈介護人材分〉
介護分野への参入促進、労働環境等の改善、資質の向上、介護人材確保を推進するための基盤構築等

２．　地域共生社会の実現

【地域共生社会の理念】
制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。

○福祉政策の新たなアプローチ

・一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化

・２つのアプローチを支援の両輪として組み合わせる
①具体的な課題解決を目指すアプローチ
②つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）
→専門職による伴走型支援と地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り

２． 地域共生社会の実現

○市町村における包括的な支援体制の整備

<事業の枠組>

・断らない相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

・参加支援

地域資源を活かしながら支援を提供し、社会とのつながりを回復する。
既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援。

・地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぎ、多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す

<包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点>

・地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握・分析するとともに、地域住民や関係機関等と議論し、共通認識を持ちながら取組を進める
・事業の実施状況等の定期的な分析・評価を行い、改善に取り組む
・地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組を作る

３．　介護予防・健康づくりの施策の充実・推進

①【一般介護予防事業の推進】
PCDAサイクルに沿った推進、専門職の関与、他の事業との連携

②【自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組】
就労的活動等の例示

③総合事業の対象者や単価の弾力化

④保険者機能強化推進交付金の活用による施策の充実・推進

⑤【在宅医療・介護連携の推進】
看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえる

⑥【要介護者等に対するリハビリテーションの目標】
国で示す指標を参考（国が指標に関する手引きを作成予定）

⑦【PDCAサイクルに沿った推進】
データの利活用の推進と環境整備

３－１．一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等

＜ポイント＞
◎一般介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、多様な関係者や事業等と連携し、充実を図ることが必要

◎こうした取組をより効果的・効率的に行うためには、PDCAサイクルに沿った推進が重要

＜通いの場などの介護予防の捉え方＞
◆高齢者が関心等に応じ参加できるよう、介護保険による財政的支援を行っているものに限らず幅広い取組が含まれることを明確化。

◆役割がある形での社会参加が重要
→ボランティア活動へのポイント付与や有償ボランティアの推進、就労的活動の普及促進

３－１．一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等

１．地域支援事業の他事業との連携方策や効果的な実施方策、在り方

・一般介護予防事業を含む総合事業の実施しやすさや利用者のサービス利用の継続性に配慮していくことが必要
・介護予防・自立支援のための地域ケア会議、短期集中予防サービス（サービスc）、生活支援体制整備事業との連携を進めることが重要

２．専門職の効果的・効率的な関与

１）通いの場等の一般介護予防事業への専門職の関与
・幅広い医療専門職との連携推進、多様な専門職種や学生等の関与
・後期高齢者医療広域連合との連携による高齢者の保健事業との一体的実施の推進
・通いの場への不参加者の把握やアウトリーチ支援等の実施

２）地域リハビリテーション活動支援事業の在り方
・県と連携し、安定的に医療専門職を確保できる仕組の構築
・医師会等と連携し、医療機関や介護事業所等の協力を得て、医療専門職を安定的に派遣できる体制の構築と関係機関の理解促進

３．PDCAサイクルに沿った推進方策

１）PDCAサイクルに沿った取組を推進するための評価の在り方
アウトカム指標やプロセス指標を組み合わせて評価。国は一般介護予防評価事業の見直し等を行うことが必要とされており、今後指標を検討。

２）PDCAサイクルに沿った取組を推進するための方策
行政内の医療専門職等が中心となり、取組を実施する。

４．有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

・整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

５．認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

【認知症施策推進大綱（令和元年６月１８日決定）】
認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく

認知症施策推進大綱
具体的な施策の５つの柱

①普及啓発・本人発信支援

②予防

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

⑤研究開発・産業促進・国際展開

認知症の人や家族の視点の重視

６．地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性

・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策

・総合事業等の担い手確保に関する取組

例）ポイント制度や有償ボランティア等について

・要介護認定を行う体制の計画的な整備

・文書負担軽減に向けた具体的な取組

簡素化・標準化・ICT等の活用の３つの視点で取組方策を検討
（介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会）